

# 「電子契約」 事業者向け説明会

---

- 日時 令和8年2月13日(金) 午後2時開始
- 場所 役場本庁舎 3階大会議室  
または、オンライン視聴

# <次第>

---

1. はじめに

2. 第1部

電子契約システム「クラウドサイン」について / 弁護士ドットコム(株)

3. 第2部

会津坂下町との電子契約手続きについて / 会津坂下町

4. 質疑応答

5. 終了

# 1. はじめに

---

## (1) 契約事務における「電子契約」導入の背景

- ・契約事務の負担軽減

  - 契約書の作成・印刷、公印押印、郵送準備等

- ・コスト削減

  - 契約書の紙代、郵送代、交通費、収入印紙代

## (2) 「紙の契約書による契約」、「電子契約」、どちらでも対応可

これまで通り、紙の契約書による契約締結手続きに加え、令和8年度より、電子契約を可能とする。

## 2. 第1部

# 電子契約システム「クラウドサイン」について

---

- (1) 電子契約の概要説明
- (2) サービス概要説明
- (3) クラウドサインの基本的な操作方法

など、弁護士ドットコム(株)様よりご説明いただきます。

# 3. 第2部

## 会津坂下町との電子契約手続きについて

---

(1) 利用対象とする契約・対象外

(2) 契約締結の流れ

① 契約事務業務フロー

② 電子契約手順

- 【1】電子契約締結の意思確認
- 【2】電子契約利用同意書の提出
- 【3】契約書の作成
- 【4】契約書を電子契約システムから受信・同意
- 【5】町承認者 契約書の内容確認・同意
- 【6】契約締結完了

(3) 運用開始までのスケジュール

# 3(1) 利用対象とする契約

---

## ○利用対象

- ・契約書（工事請負、業務委託等）
- ・請書、または、それに準ずる書類

# 3(1) 利用対象外とする契約

---

## ○利用対象外

- ・法令等により書面での契約書が必須となる契約

事業用定期借地契約(借地借家法23条)

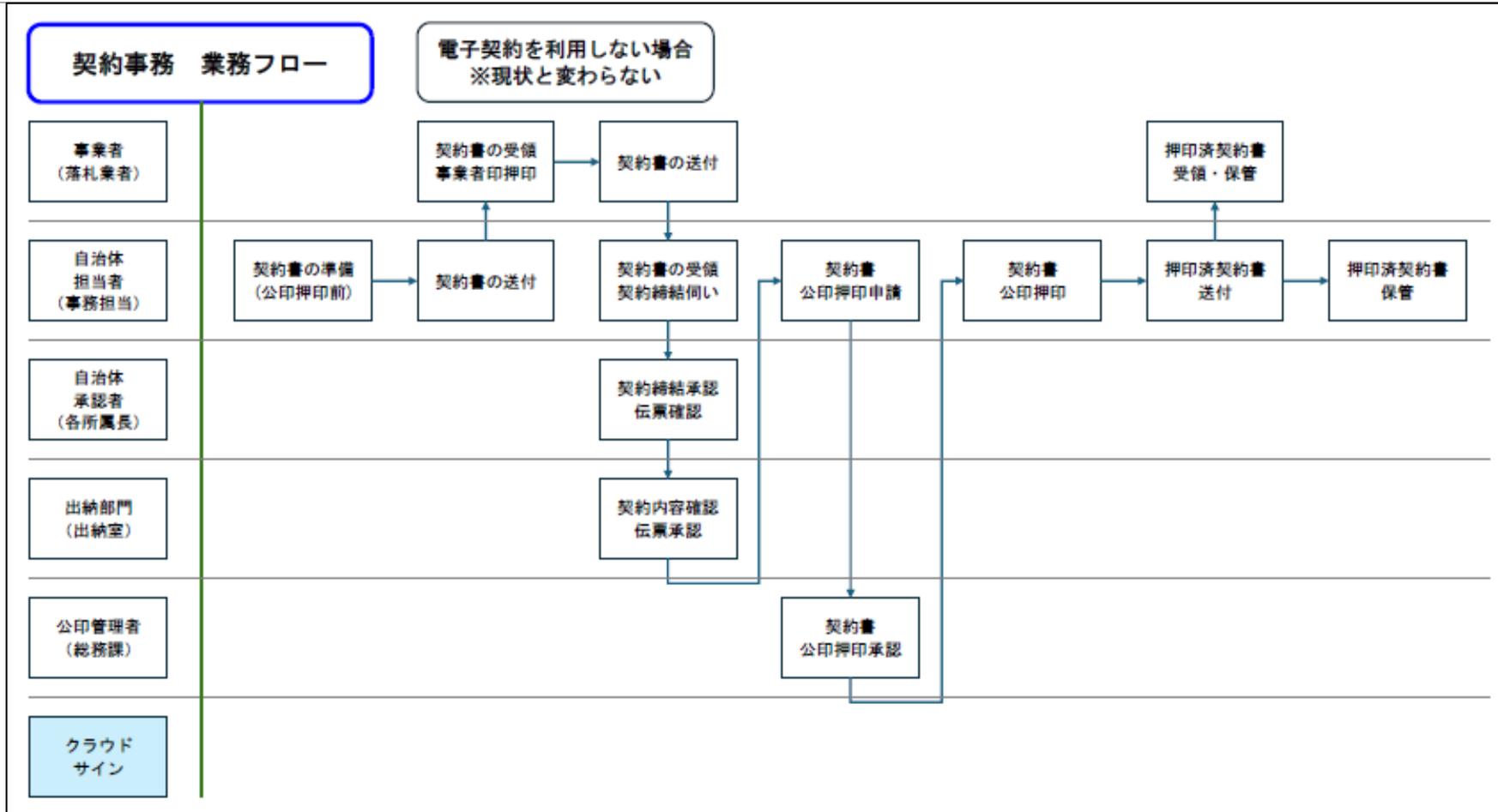
企業担保権の設定または変更を目的とする契約(企業担保法3条)

任意後見契約書(任意後見契約に関する法律3条)

- ・契約期間が10年を超える契約
- ・契約の効力が10年を超える契約
- ・自動更新条項付契約
- ・その他、電子契約によることが適当でないと認められる契約

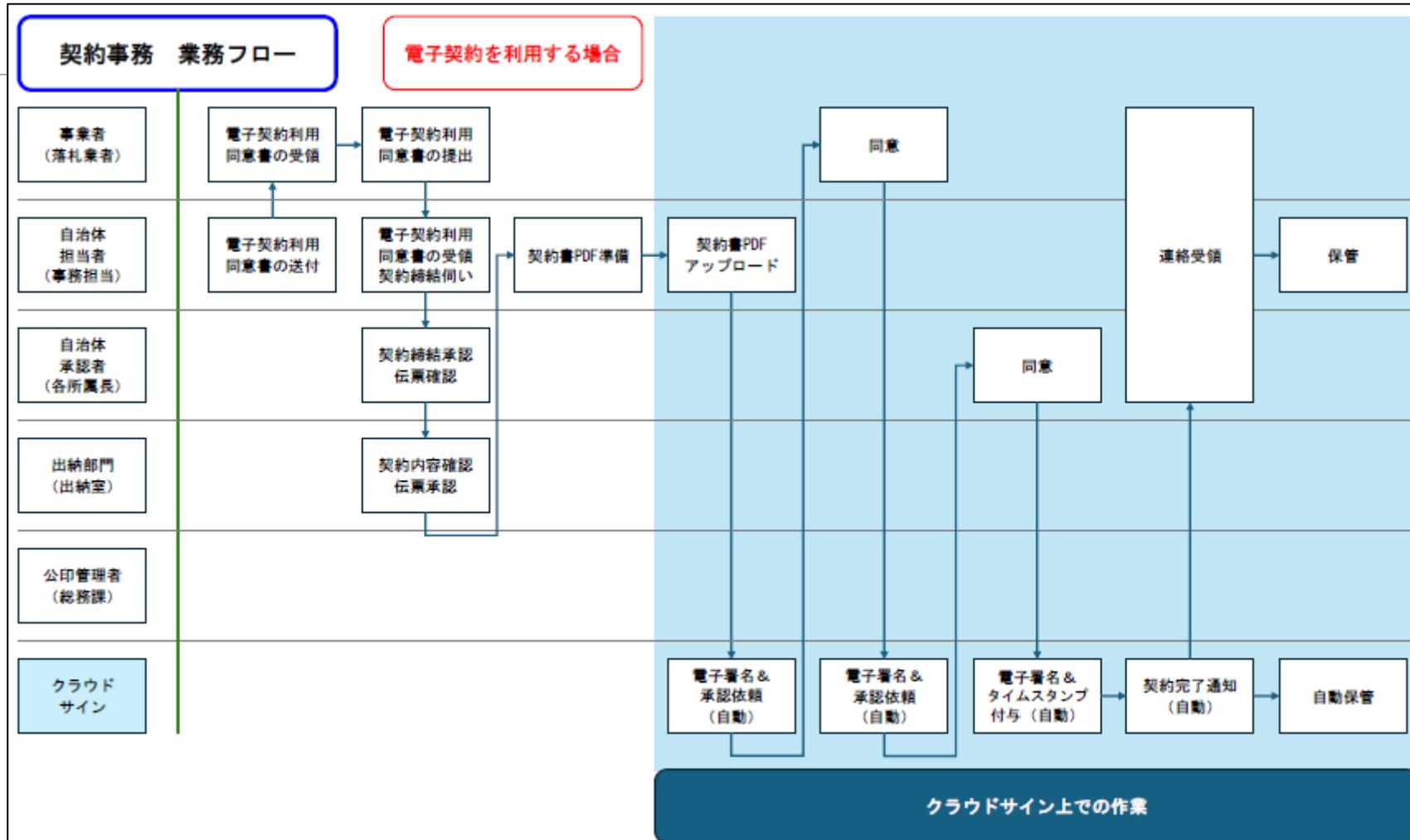
# 3(2) 契約締結の流れ

## ① 契約事務業務フロー(紙の契約書による契約)



# 3(2) 契約締結の流れ

## ① 契約事務業務フロー(電子契約)



※事務のポイント

- ・ 契約締結のための発議時においては、事業者と協議のうえ作成した契約書データを印刷し、証拠書類として添付すること。
- ・ 出納室での伝票等のチェック作業完了後、契約書PDFを準備し、クラウドサインを利用した電子契約事務を行うこと。
- ・ 電子契約完了後、契約書PDFおよび合意締結証明書をダウンロードし、保管すること。(支出時に使用)

# 3(2) 契約締結の流れ

## ②電子契約手順

---

### 【1】電子契約締結の意思確認

- 1 町担当者から、電子契約による契約締結の意思確認があります。
- 2 紙の契約書による契約締結を希望する場合、従前のおり、事務を行います。
- 3 電子契約による契約締結を希望する場合、以降の手続きを行います。

# 3(2) 契約締結の流れ

## ②電子契約手順

### 【2】電子契約利用同意書の提出

- 1 町担当者から、「電子契約利用同意書兼メールアドレス確認書」の提出依頼があります。
- 2 提出方法は、メール、または、紙によります。
- 3 町担当者へ提出してください。
- 4 事務担当レベルのみでの契約締結を避けるため、「担当者」、「契約締結権限者」どちらもご記入ください。なお、どちらか一方の記入でも構いません。事業者の契約手続きの状況にあわせてください。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

会津坂下町長

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名  
※受任者を置く場合、受任者についてご記入ください。

電子契約利用同意書兼メールアドレス確認書

会津坂下町と電子契約サービスを利用して契約締結することに同意します。  
なお、電子契約締結に係る電子契約サービスで利用するメールアドレスは、次のとおりです。

記

1 電子契約案件名

案件番号	
案件名	

2 利用するメールアドレス

担当者	役職名		氏名	
	メールアドレス			
契約締結権限者	役職名		氏名	
	メールアドレス			

# 3(2) 契約締結の流れ

## ②電子契約手順

---

### 【3】契約書の作成

- 1 町・事業者、双方協議により、契約書データを作成します。
- 2 契約日、契約者等の情報についても入力します。
- 3 「上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」等の文言について、下記のように変更が必要になります。

「上記契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、当事者がそれぞれ電子署名を施した上、各自この電磁的記録を保有する。

なお、本契約を電子契約により締結したときは、各自が電子署名を施した日にかかわらず、令和〇年〇月〇日(契約日)より遡及的に効力を有する。」

- 4 事業者が契約書を作成する場合、データを提供ください。仕様書等の付属書類も同様。
- 5 町担当者が、契約書、仕様書等付属書類のPDFを作成します。

# 3(2) 契約締結の流れ

## ②電子契約手順

---

### 【4】契約書を電子契約システムからメール受信・同意

- 1 町担当者が、クラウドサイン(電子契約システム)を利用し、契約書の内容確認依頼メールを送信します。
- 2 依頼メールを受信し、メールに記載のあるURLに接続し、クラウドサイン上で、契約書の内容を確認します。
- 3 契約書の内容に問題なければ、同意します。

# 3(2) 契約締結の流れ

## ②電子契約手順

---

### 【5】町承認者 契約書の内容確認・同意

- 1 事業者が、クラウドサイン上で、契約書の内容を確認・同意することにより、町承認者へメールが送信されます。
- 2 町承認者が、クラウドサイン上で、契約書の内容を確認・同意します。

# 3(2) 契約締結の流れ

## ②電子契約手順

---

### 【6】契約締結完了

- 1 町・事業者、双方が契約内容に同意することにより、契約締結となります。
- 2 契約締結した証として、契約書(PDF)が双方にメール送信されます。  
また、クラウドサイン上で、契約書(PDF)が確認できます。
- 3 契約書(PDF)について、各自保管します。
- 4 合意締結証明書(PDF)については、必要があれば、町担当者に提供を依頼してください。
  - ・合意締結証明書・・・いつ、誰が、どの書類について契約合意したかを確認可能。  
合意締結した契約書等の書類の左下にユニークな書類IDが付与され、合意締結証明書にも同じIDが付与されるもの。

## 3(3) 運用開始までのスケジュール

---

- ・2月13日(金) 事業者向け説明会(主に、町内事業者)  
～電子契約を可能とするための例規整備～
- ・4月1日(水) 電子契約運用開始

# 4. 質疑応答

---

何かご質問等ありましたらお願いします。

なお、オンライン参加の皆さまについては、Q&A機能をお使いいただくか、後ほど、会津坂下町財務管理班までメールにてご質問をいただければと思います。

【メールアドレス】

[zaimu@town.aizubange.fukushima.jp](mailto:zaimu@town.aizubange.fukushima.jp)

質疑応答の内容については、後日、町ホームページの電子契約のページにてお知らせをしたいと考えております。

# 5. 「電子契約」事業者向け説明会 終了

---

ご清聴ありがとうございました。

最後に、、、

「電子契約」は、事務作業の負担が減り、収入印紙貼付不要となる等、コスト削減を見込むことができる取組となります。  
ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。